

2024.4.4

田村まみ組織内参議院議員、厚生労働委員会で質疑！

## 非正規労働者の賃上げと特定最賃、 派遣労働者の賃上げについて 質疑を行いました。



田村まみ議員、武見厚生労働大臣（右）

<https://youtu.be/a0KoxFoXAtE>

田村まみ組織内参議院議員、発言抜粋

### 非正規労働者の賃上げと特定最賃、派遣労働者の賃上げについて



#### まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「最低賃金を上げて欲しい。パートで働いている人を守ってほしい。」

「最低賃金を上げる為にどのような対策が必要なのでしょうか。」

「正規、非正規に関わらず、給与・賞与をあげてほしい。」

「派遣社員にもベースアップ・賃上げしてほしい。」

「介護業界は、相対的にも絶対的にも、人材が集まらない賃金水準のため、改善が必要です。」

- 価格転嫁の取組みや税制等の支援が、非正規雇用労働者への賃上げにまでなかなか波及しない課題に対し、非正規雇用労働者の賃上げに波及効果・速攻性がある最低賃金の引き上げについて、地域別最低賃金（地賃）に加えて、特定の産業・職種に対して地賃より高い金額水準を定めることが出来る特定最低賃金（特賃）に

焦点をあてて質疑を行いました。

- 地賃はあくまで全ての労働者に対するセーフティネットとしての下限額ですが、特賃はその産業に従事するにあたっての専門性や資格などを考慮したものであり、特賃の全国加重平均が地賃の全国加重平均より低くなっていることへの問題を指摘しました。
- 地賃の引き上げだけでは十分ではなく、また人材確保が必要な職種において、特賃活用に向けた取組み強化の必要性を訴えつつ、例えば介護などの職種における賃上げの手法として活用すべきであると課題提起しました。
- 特賃が活用されない要因として、労使からの新たな特賃設定の申し出に対して「労協協約の適用をうける労働者が2分の1以上いること」という高いハードルがあり、また労働組合の組織率も低下していることが挙げられます。例えば、介護従事者などは特定の産業として一地域に集積しているわけではなく、2分の1要件は現実的ではないことから、要件見直しの必要性を指摘しました。
- 派遣労働者の賃上げについて、平成30年改正の労働者派遣法によって、同種の業務に従事する一般労働者に賃金水準を合わせていく「派遣先均等・均衡方式」と「労使協定方式」の2方式の選択制（義務化）が導入されましたが、派遣労働者への賃上げ波及のためには厳格な運用が必要であると訴えました。また、法施行後4年が経過した現時点での政府の課題認識を確認しました。派遣元と派遣先の契約交渉にまで及ぶ課題として、労働問題と優越的地位の汎用・下請法の観点での整理を含めて引き続き議論を続けてまいります。